

6 推奨基準適用地区について

推奨基準適用地区

推奨基準適用地区については、該当する許可地域の申請要件・基準を適用したうえで、努力義務として推奨基準を設けています。

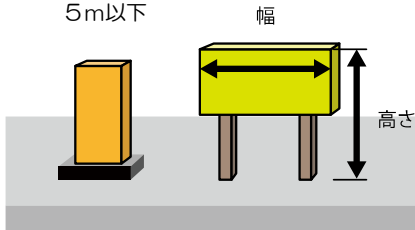
この推奨基準に適合する場合、許可期間が最大3年の屋外広告物について許可期間を最大6年まで延長することができます。ただし、可変表示式広告物は除きます。

■自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下であること。

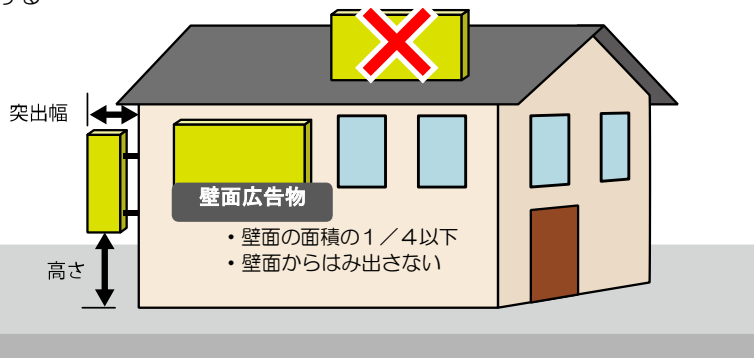
可変表示式広告物

- ・3m以下（片面）
- ・建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の1/4以下
- ・できるだけ面積が小さくなるよう配慮する（1事業所につき原則1個）
- ・指定道路に接する敷地では、地上からの高さ10m以下・住居系用途地域にあっては地上からの高さ5m以下



屋上広告物

設置しない



野立広告物

- ・高さは地上から10m以下
指定道路沿線にあっては道路面から10m以下
- ・幅は4.5m以下（※）

突出広告物

- ・突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・高さは壁面の上端を超えない
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上（歩道上2.7m以上）

※ 用途地域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を除く）が指定されている場合は、この規定は適用されません。

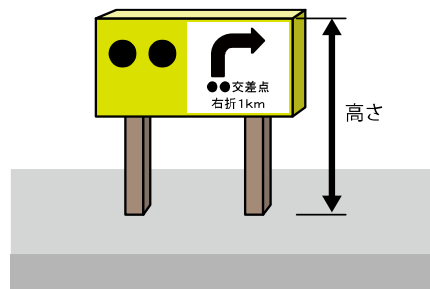
■非自家用広告物

非自家用広告物は設置しないこと。ただし、道標・案内図板は設置できます。

■道標・案内図板

道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



- ・表示面積は片面5㎡以下（2人以上の場合は8㎡以下・できるだけ集約すること）
- ・高さは地上から4.5m以下
指定道路沿線にあっては道路面から4.5m以下
- ・同一広告主が複数設置する場合は、相互間距離を500m以上離すこと

■色彩及び素材

色彩及び素材に関する基準は、第1種禁止地域の基準（P.10）を準用する。ただし、広告物の地色の地色は、彩度8を超えないものとする。

- ※ 第1種地域では、自家用広告物の総面積が、10㎡以下の場合には届出が必要です。
- ※ 3年ごとに安全点検を行い、報告すること。